

お客様各位

沖縄都市モノレール株式会社

新型コロナウイルス発生に伴う通勤定期乗車券の払戻について

新型コロナウイルスの感染症対策のため、沖縄県より沖縄県緊急事態宣言の発令及び県内事業者の活動自粛等の要請が出されました。

これに伴い、在宅勤務等の通勤形態を理由とする通勤定期乗車券の払戻につきましては、お申し出日にかかわらず、以下のお取り扱いをいたします。

記

1. 対象となるお客様

新型コロナウイルスの感染症対策に伴い、在宅勤務等の通勤形態となり、通勤定期乗車券の払戻を希望されるお客様

① 4月17日(金)以前が通勤定期最終利用日

4月17日(金)をお申し出日として払戻日といたします。

② 4月18日(土)以降27日(月)までが通勤定期最終利用日

4月27日(月)をお申し出日として払い戻しをいたします。

③ 4月28日(火)以降が通勤定期最終利用日

最終利用日をお申し出日として払い戻しをいたします。

2. 取扱期間

令和2年4月27日(月)～6月30日(火) ※取扱期間延長

3. 取扱場所

モノレール各駅窓口 7:00 ～ 23:00

◆ご注意

- ・ 払い戻しの際は身分証明書をお持ちください。
- ・ 新たに定期乗車券を購入されると、対象の通勤定期乗車券情報が消去されるため、払い戻しができなくなります。購入前にお申し出ください。
- ・ 定期乗車券の経過日数によっては、払戻額がない場合がございます。払戻額の有無について事前に下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先：沖縄都市モノレール(株)営業サービス課(TEL 098-859-2689)

以上